

本別町長の交際費情報の公表に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本別町長の交際費の支出に係る情報（以下「交際費情報」という。）の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公表する内容）

第2条 公表する交際費情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

（公表の時期）

第3条 交際費情報の公表は、毎年四半期毎（7月、10月、1月、4月）に行うものとする。

（公表の方法）

第4条 交際費情報の公表は、本別町ホームページに掲載するものとする。

（公表における注意）

第5条 交際費情報の公表にあたっては、円滑な町政運営に資するため、相手方との信頼関係及び友好関係の維持及び増進を図るという交際費の趣旨にかんがみ、本別町情報公開条例及び本別町個人情報保護条例に規定する非公開情報などに十分注意して行わなければならない。

附則

（施行月日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。